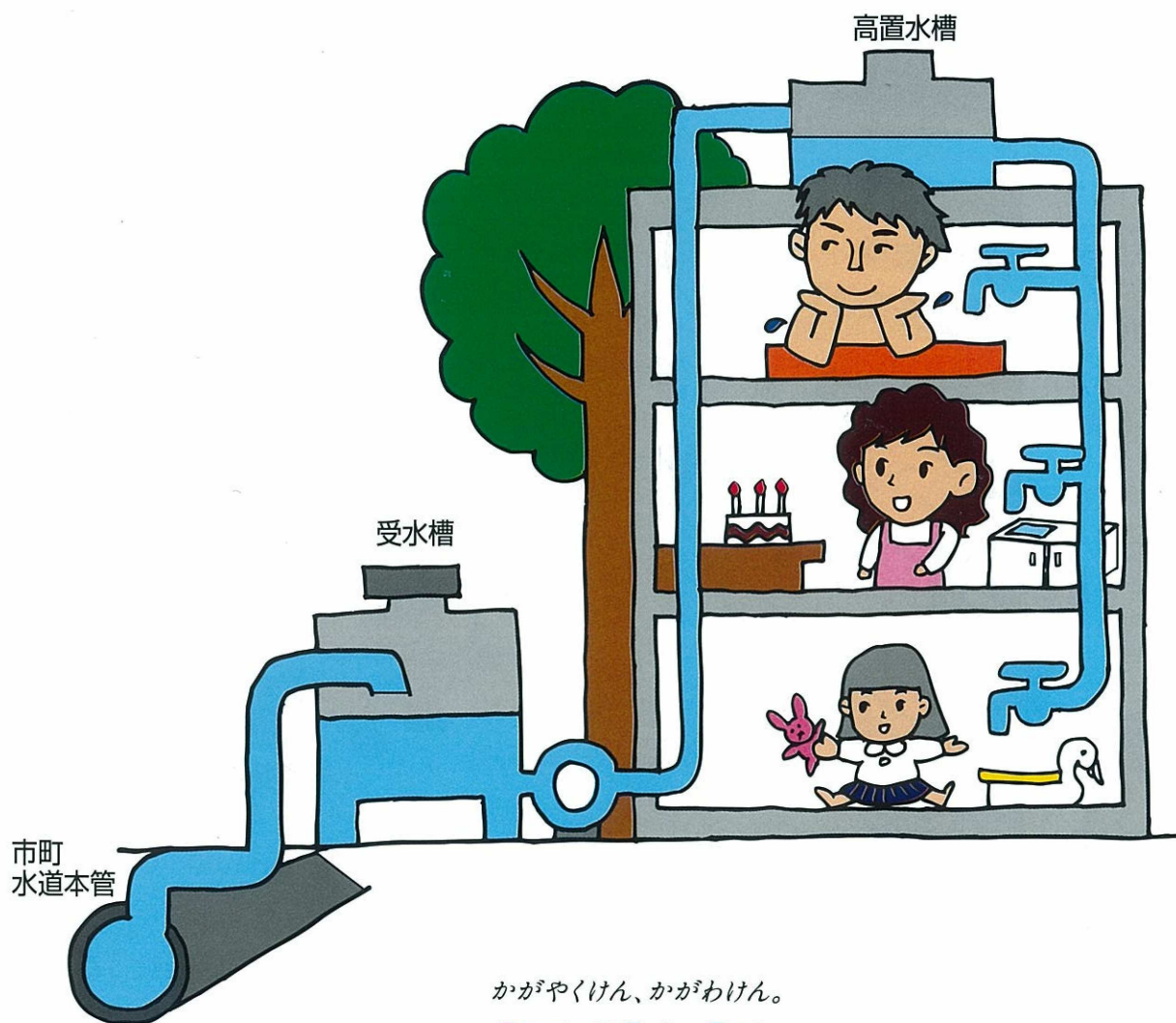


受水槽の衛生管理

「水道の水だから清潔」と安心していませんか？

受水槽が衛生的に管理されてないと、汚水・排水が混入したり、ごみや動物の死骸などが迷入することがあります。受水槽の中が汚れていると、「まずい水・臭い水」の原因となったり、病原性大腸菌O-157などの病原微生物によって水が汚染されることもあります。

このようなことがないように、マンション、病院、学校やビルなどで受水槽を設置している方は、市町水道などから受水した後の水道設備の衛生的な管理に努めましょう。



かがやくけん、かがわけん。

香川県

<貯水槽水道とは>

ビル等で、市町などの水道から供給される水を原水にして、受水槽から利用者に給水する設備のことをいいます。

貯水槽水道には受水槽の有効容量によって、**簡易専用水道**と**小規模受水槽水道**に分類されます。貯水槽水道設置者は、水道事業者との供給規定にも示されているように、貯水槽水道を管理する責任があります。

<簡易専用水道とは>

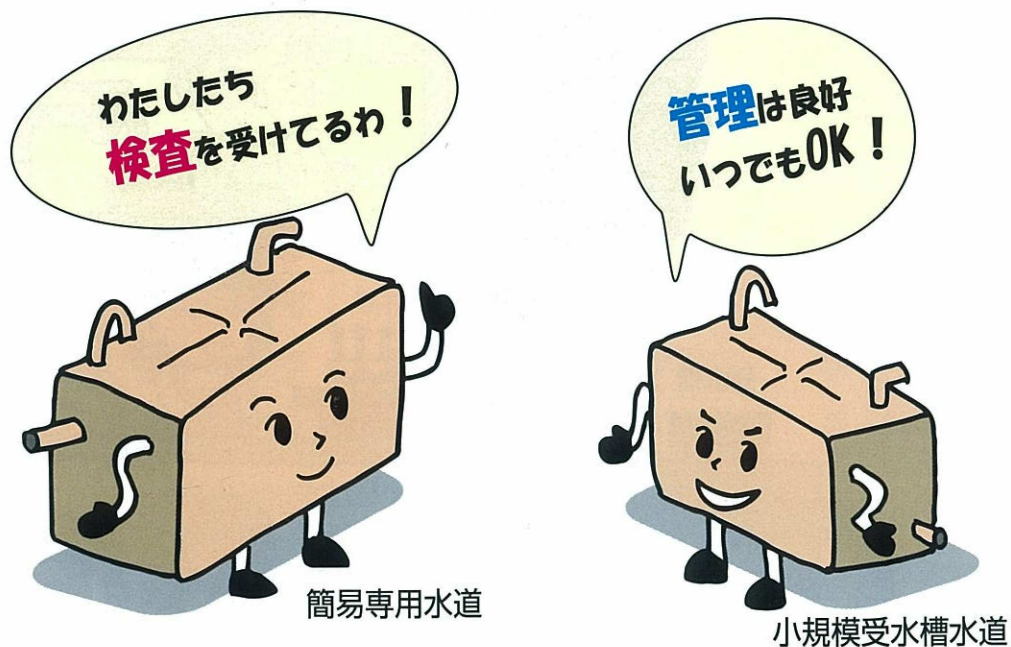
貯水槽水道のうち受水槽の有効容量が10立方メートルを超えるものをいいます。

簡易専用水道の設置者は、県知事への届出を市町の水道窓口を経由して行うとともに、厚生労働省令等で定める管理基準に従って、その水道を管理しなければなりません。

<小規模受水槽水道とは>

貯水槽水道のうち有効容量が10立方メートル以下のものをいいます。

改正水道法（平成13年7月4日公布）が平成14年4月1日に施行されたことに伴い、小規模受水槽水道の設置者は管理の徹底を図ることとなり、設置者自身で責任を持って衛生的にその水道を管理しなければなりません。



1. 施設はいつも清潔に！

～簡易専用水道について～

簡易専用水道の設置者は、水道法に定められた管理基準に従い、維持管理を行うとともに、1年以内ごとに1回、厚生労働大臣の登録をうけた登録簡易専用水道検査機関による定期検査を受けなければなりません。

管理基準

検査事項	内 容	時 期	備 考
水槽の清掃	受水槽、高置水槽などを定期的に掃除する。	年1回	専門の貯水槽清掃業者に依頼する。
水槽等の定期点検	水槽の亀裂の有無、水槽内への異物の混入の有無を点検する。	年1回	
水槽等の臨時点検	地震、大雨時など、水質に影響があると考えられるときに行う。	必要のつど	
水の外観検査	末端給水栓において採水し、水の色、濁り、臭い、味等を検査する。	毎 日	
水 質 検 査	水の外観検査に異常があったとき、もよりの保健福祉事務所等に水質検査を依頼する。	必要のつど	下記水質検査参照
給水停止及び水質異常時利用者への周知	供給する水が人の健康を害するおそれがあるとき、利用者へ周知する。	必要のつど	
残留塩素の検査	末端給水栓において、検出されること。	7日以内に1回	次ページ参照

～小規模受水槽水道について～

水道法に定める管理基準等の規制は受けませんが、簡易専用水道と同じく、設置者がその責任において水道の管理をする必要があるため、適切な管理を行い、衛生的に安全な水の供給を行いましょ。

施設の管理	水槽の定期的（年1回）な清掃、施設の点検と改善など、簡易専用水道に準じた管理を行いましょ。 また、厚生労働大臣の登録を受けた登録簡易専用水道検査機関による定期検査もできるだけ受けるようにしましょ。
水質検査	末端給水栓における水の色、濁り、臭い、味に関する検査及び残留塩素の有無について異常がないかどうか水質の点検を行いましょ。 また、水に異常があった場合には必要な水質項目について検査を行って下さい。

2. 水質検査で安全確認を！

《水質検査法》

(1) 水の外観検査（色、濁り、臭い及び味に関する検査(毎日)）

- ① 色 ……異常な色が認められないこと。
- ② 濁り ……異常な濁りが認められないこと。
- ③ 臭い ……異常な臭いが認められないこと。
- ④ 味 ……異常な味が認められないこと。



(2) 水質検査

外観検査で異常が認められたときは、水道法で定められた項目のうち必要なものについて水質検査を受けましょ。

3. 残留塩素の検査

受水槽により供給される水の安全性を確認するため残留塩素の検査を行いましょう。

末端給水栓において0.1 mg/ℓ以上あれば、病原性大腸菌O-157などの大腸菌は死滅します。

(1) 残留塩素の有無についての検査（7日以内に1回）

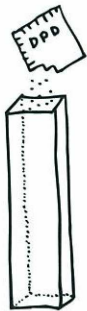
残留塩素……0.1 mg/ℓ以上検出されること。

(2) 残留塩素の有無についての検査方法

残留塩素の検査方法としては、比色法(DPD法)、電流法、吸光光度法があります。詳しい操作方法については、それぞれの検査機器の説明書を読んで、正しく測定しましょう。

例) DPD法

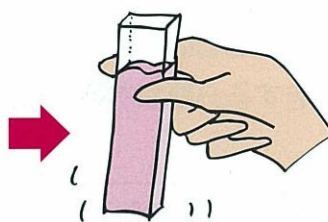
① DPD試薬をテストチューブに入れます。



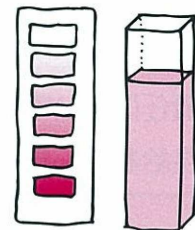
② 検査する水を指定された量だけ入れます。



③ よく振り混ぜます。



④ 数秒後に発色した色を比色板の色と比べて、濃度を測定します。



町にお住まいの方：受水槽の衛生管理については保健福祉事務所等へ

小豆総合事務所環境森林課	小豆郡土庄町瀧崎甲2079-5	☎ 0879-62-2731
東讃保健福祉事務所環境管理室	さぬき市津田町津田930-2	☎ 0879-29-8268
中讃保健福祉事務所環境管理室	丸亀市土器町東8丁目526	☎ 0877-24-9965
西讃保健福祉事務所環境管理室	観音寺市坂本町7丁目3-18	☎ 0875-25-6431

市にお住まいの方：受水槽の衛生管理については各市の担当課へ

受水槽の検査等については次の検査機関へ（厚生労働省 簡易専用水道検査機関登録簿 平成25年4月現在）

一般社団法人薬剤師会検査センター	高松市亀岡町9-20（香川県薬学会館内）	087-834-5145
株式会社 総合水研究所	大阪府堺市堺区神南辺町1丁4番地6	072-224-3532

水質検査の依頼は、各保健福祉事務所環境管理室及び小豆総合事務所環境森林課で受付けています

